

兵庫教区

『御同朋の社会をめざす運動推進』一般部門 同朋講座 開催要項

1. 目的. 門信徒一人ひとりが、自らが差別の現実に向き合い差別をなくしていく取り組みに参画し御同朋の社会をめざすことを目的とする。
2. 名称 ()組「御同朋の社会をめざす運動推進 一般部門 同朋講座」
3. 主催. 教区及び実践運動組委員会とするが、実施については開催組担当とする。
4. 課題.
 - ①「兵庫教区 同朋講座における差別発言事件」並びに「兵庫教区内より発信された連続差別投書事件」からの学びについて
※「教区内より発信された連続差別投書事件」で記載のあった差別内容
●部落差別 ●人種差別 ●民族差別 ●障がい者差別 ●ハンセン病差別
●その他
 - ②過去帳・糾明のための方途学習会冊子を使用し、実践運動の具体的な取組みとして、差別にどう向き合っていくのか研修する。
(例：寺院活動と個人情報保護・マイナンバー制度等)
 - ③「2012（平成24）・2013（平成25）年度第1連区布教使研修会差別発言問題等」を通して、差別についての学びを深め、教団と僧侶の課題を明らかにする。
 - ④人権や差別の現実に向き合い、今まで取り組んできた同朋講座の成果と課題をもととして、実践運動を展開するための研修とする。
 - ⑤宗門の重点プロジェクトの取組みの一つとして策定した「災害時における人権侵害等についての基本構想」に基づく研修とする。
5. 開催. 組における取組み
 - 研修会スタッフを構成し、組における研修課題を協議し内容を決定する
 - 講演方式ではなく、「話し合い法座」を中心とするものであることを徹底する
 - 参加者への周知に留意し宗派並びに教区作成の教材に基づき参加者への趣旨徹底を図る
6. 対象. 門徒総代、仏婦・仏壮・門推などの教化団体会員、門信徒等を対象とする。
7. 講師. 各組組長が推薦し教務所長が委嘱した講師団から選定する。但し、推薦された講師は事前に『教区研修講師研修会』を受けたもので、組からの依頼により講師名簿から教務所が研修テーマにあった講師を派遣もしくは、教務所長が認めたものとする。
8. 教材.
 - 「過去帳取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会冊子

- 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の扱い基準について」
- 新「差別事件 糾明のための方途」(冊子)
- 身元調査拒否リーフレット
- 啓発リーフレット「災害と人権」
- 教区で独自に選定・作成した資料
- 2015年宗報11・12合併号(第1連区布教使研修会における差別発言問題概要)
- 2016年宗報3月号、6月号、9月号、11・12月号、2017年2月号
- その他必要と思われる資料

9. 報告書. 教務所長に提出する。◇開催報告書(事前【1ヶ月前】・事後)・参加者名簿(組長)
◇出講報告書(講師)

10. プログラム. 時間配分は原則として次の通りとする。

※『ふりかえりの時間』研修会を通じて、気付いたこと、感じたこと良かったなどことや反省点など、研修会全体をふりかえる時間を持つようにしてください。

※一般部門では参加者が多数のため、話し合い法座が会場等の関係で困難な場合、全体協議会で、十分な時間をとるなどの配慮をお願いいたします。

時間配分	プログラム	配役
15分	開会式 開式の言葉 勤行 組長挨拶	司会者 会所住職 組長
60分	問題提起	講師
40分	話し合い(班別討議)	座長・記録
5分	休憩	
30分	話し合い報告 全体協議 ふりかえりの時間 まとめ	討議司会 講師
10分	閉会式	

11. 開催助成金. 報告書に基づき教区より3万円を助成する。

以上